

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 Q&A

★・・・新たに追加・変更したもの

6月3日 更新

<p>基本事項 Q1 (P9, 10)</p>	<p>【Q1-1】本助成金の概要を教えてください。 【Q1-2】4月以降分の助成金ではどこが変わるのですか。</p>
<p>対象となる 小学校等 Q2 (P10)</p>	<p>【Q2-1】対象となる「小学校等」には何が含まれますか。 【Q2-2】いわゆるフリースクールは対象になりますか。 【Q2-3】民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。</p>
<p>対象となる 臨時休業等 Q3 (P11~13)</p>	<p>【Q3-1】臨時休業の要請や文部科学省のガイドラインの対象とはなっていない保育所等がに休業した場合、そこに通う子の保護者も対象になりますか。</p> <p>【Q3-2】小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。</p> <p>【Q3-3】自治体や保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、休暇を取得した場合は対象になりますか。</p> <p>【Q3-4】小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもないが自主的に登校等を自粛した場合は対象になりますか。</p> <p>【Q3-5】普段放課後児童クラブを利用しているところ、小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。</p> <p>【Q3-6】春休み期間中は放課後児童クラブに子どもを預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中でも対象になりますか。</p> <p>【Q3-7】小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて休暇を取得した場合でも対象になりますか。</p>

Q9-10	地方公務員や国家公務員は対象になりますか。
A	対象になりません。 ※例外的に、地方公営企業の非常勤職員で雇用保険の被保険者である者は対象となります。

Q9-11	性風俗関連の労働者は対象になりますか。
A	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主に雇用される労働者も対象になります。

Q9-12	保育所、認定こども園、幼稚園又は地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育等）（以下「保育所等」という。）で勤務する労働者も対象になりますか。
A	私立の認可保育所等や認可外保育所（東京都の「認証保育所」を含む。）で勤務する方は対象になります。ただし、公立の保育所等で勤務する方は支給対象外になります。

〔対象となる事業主 Q10〕

Q10-1	国や地方公共団体は助成金の支給対象になりますか。
A	本助成金は、現在、雇用関係助成金の支給対象とされていない国、地方公共団体（地方公営企業を含む）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては支給されません。 ※例外的に、地方公営企業の非常勤職員で雇用保険の被保険者である者については、地方公営企業も対象となります。

Q10-2	個人事業主でも対象になりますか。法人格が必要ですか。
A	労働者を雇用されている個人事業主の方も対象になります。（法人格は不要です。） なお、暫定任意適用事業所（※）を除き、雇用保険又は労働者災害補償保険の適用を受ける事業主であることが必要です。 （※）農林水産の事業あって常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の事業。暫定任意適用事業所の場合は、当該事業所を管轄する農政事務所等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要。

Q10-3	性風俗関連の事業主は対象になりますか。
A	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主も対象になります。